

業務の運営に関する規定

第1 求 人、

- 1 本所は、取扱業務の範囲で、求人者の申込みについて受理致します。ただし、その申込みの内容が法令に違反し、又は賃金、労働時間等の労働条件が通達の労働条件と比べて、著しく不相当である場合には受理致しません。
- 2 求人者の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込み下さい。直接来社できないときには電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を予め書面の交付により明示して下さい。
- 4 求人受付の際には、受付時費用を、別表の料金表に基づき申し受けつけます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は取扱業務の範囲で、求職者の申込みについて受理致します。ただし、申込みの内容が法令に違反する場合には受理致しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込み下さい。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所の特別の登録をしていただき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を書面の交付により明示致します。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行致します。その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方及び送り出した企業から別表の手数料に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたものにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告して下さい。
- 2 本所が職業安定法関係法令に違反したために損害を受けた方は、別に本所から東京法務局へ供託してある保証金から所定の手続きを経て、損害の補償を受けることができます。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知りえた個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏洩致しません。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込の受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員である事を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- 5 本所の取扱業務の範囲は限定なしです。
- 6 本所の取扱業務の地域は国内です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法 関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずね下さい。

届出制手数料に係る手数料表

取扱うべき職種の範囲	全職種
取扱うべき地域	国内
サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	10,000 円
求人・求職の申込みを受理した以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金 50%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 10,000 円 活動 1 日当り 32,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金 50% 以内
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50% 以内
本人の都合により退職した場合に就業期間により成功報酬を返却	1ヶ月以内 80%返却 2ヶ月以内 50%返却 3ヶ月以内 30%返却

個人情報適正規程

- 1、個人情報の取り扱に関する苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 池田 真一とする。
- 2、取扱者は、少なくとも2年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3、取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係わる本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらにこれに基づき訂正に請求があったときは、当該請求客観的事実と一致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

令和 元年 4月1日

事業所名 株式会社ライフ設計事務所
 テンジン職業紹介部代表取締役
 平山 幸雄

取扱職種の範囲等の明示

求人・求職者の皆様へ

株式会社ライフ設計事務所

◎取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

当社の取扱業務範囲は、港湾運送業務・建設業務を除く全職種となります。
取扱地域は全国となります。

◎手数料に関する事項

別紙参照。別途手数料表等の資料をお渡しいたします。

◎返戻金制度に関する事項

返戻金制度：有

- 入社日から一定の期間内に、求職者本人の責めに基づく解雇又は自己都合退職が発生した場合に、求人者より受領した紹介手数料の一部を返還致します。

◎求人者情報に関する事項

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

◎個人情報の取扱に関する事項

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。更に、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

◎苦情処理に関する事項

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

◎各種取扱者・責任者

求人者情報・個人情報の取扱者、並びに苦情処理の責任者は下記の通りです。

- 職業紹介責任者：池田 真一